

議案第12号

阿見町職員の旅費に関する条例の一部改正について

阿見町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和8年3月3日提出

阿見町長 千葉 繁

阿見町職員の旅費に関する条例の一部を改正する条例

阿見町職員の旅費に関する条例(昭和32年阿見町条例第70号)の一部を次のように改正する。

「第1章 総則」を削る。

第2条第1項第3号中「第1条」を「第2条」に改め、同項中第5号を削り、第6号を第5号とし、同項第7号中「配偶者」の次に「(婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」を加え、同号を同項第6号とし、同項に次の1号を加える。

(7) 旅行役務提供者 旅行者(旅行業法(昭和27年法律第239号)第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。)その他の町規則で定める者(以下この号において「旅行者等」という。)であって、町と旅行役務提供契約(旅行者等が町に対して旅行に係る役務その他の町規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、町が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。)を締結したものをいう。

第2条第2項及び第3項を削る。

第3条第2項第1号中「旅費を」を「旅行を」に改め、同項第3号中「当該職員」を「、当該職員」に改め、同条第5項中「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)」を削り、「その出張前に」を「、」に、「を取消され、又は」を「の変更(取消しを含む。同項及び次条第4項並びに第5条において同じ。)」を受け、又は」に、「において」を「その他町規則で定める場合には」に、「があるときは、町規則の定めるところによりその者の損失となった金額」を「のうちその者の損失となる金

額又は支出を要する金額で町規則で定めるもの」に改め、同条第6項中「(その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。)」及び「交通機関又は」を削り、「、その他」を「その他」に、「により、概算払」を「により概算払」に改め、同条に次の1項を加える。

7 第1項、第2項及び前2項に規定する場合において、町が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。

第4条の見出し及び同条第2項中「旅行命令等」を「旅行命令」に改め、同条第3項中「を
変更(取消を含む。以下同じ。)」を「の変更を」に、「場合」を「場合で、前項の規定に該当する場合」に、「、これを変更」を「、その変更を」に改め、同条第4項本文中「これを変更する」を「その変更をする」に、「当該旅行に関する」を「町規則で定める」に、「を記載し、これ」を「の記載又は記録をし、当該事項」に、「提示しなければならない」を「通知しなければならない」に改め、同項ただし書中「当該旅行に関する事項を記載し、これを提示」を「当該事項の記載又は記録を」に、「口頭により旅行命令を発し、又は変更することができる」を「この限りでない」に改め、同条第5項中「旅行命令権者は、口頭により旅行命令を発し、又はこれを変更した」を「前項ただし書の規定により旅行命令簿に記載又は記録をしなかった」に、「当該旅行に関する事項を記載し、これを当該旅行者に提示」を「同項に定める事項の記載又は記録を」に改め、同条第6項を削る。

第5条の見出し中「旅行命令等」を「旅行命令」に改め、同条第1項中「により旅行命令等」を「により旅行命令」に、「変更された旅行命令等」を「変更を受けた旅行命令」に、「本条」を「この条」に、「旅行命令等」を「旅行命令」に改め、同条第2項及び第3項中「旅行命令等」を「旅行命令」に改める。

第6条を次のように改める。

(旅費の計算等)

第6条 旅費は、旅行に要する実費を弁償するためのものとして次項で定める種目及び第13条から第16条、第18条から第20条及び第23条から第24条までに定める当該旅費の種目の内容に基づき、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合によって計算する。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法により旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

2 旅費の種目は、鉄道賃、船賃、航空賃、その他の交通費、宿泊費、包括宿泊費、宿泊手

当、渡航雑費及び死亡手当とする。

第7条から第11条までを次のように改める。

第7条から第11条まで 削除

第12条の見出し中「請求書」を「請求手続」に改め、同条第1項前段中「かかる」を「係る」に改め、「もの」の次に「並びに旅費に相当する金額の支払を受けようとする旅行役務提供者」を、「請求書」の次に「(当該請求書に記載すべき事項を記録した電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。)を含む。以下この条において同じ。))」を加え、「書類」を「資料」に、「これ」を「、これ」に改め、「当該旅費」の次に「又は当該金額」を加え、同項後段中「添付書類の」を「資料の」に、「旅費額」を「旅費又は旅費に相当する金額」に、「書類を」を「資料を」に改め、「旅費」の次に「又は旅費に相当する金額」を加え、「金額の支給」を「支給又は支払」に改め、同条第2項中「かかる」を「係る」に改め、同条第5項中「添付書類」を「資料」に、「様式及び記載事項」を「記載事項又は記録事項、第2項及び第3項に規定する期間並びに第4項に規定する給与の種類」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

- 5 第1項の請求書又は資料が電磁的記録で作成されているときは、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって町規則で定めるものをいう。次項において同じ。)をもって提出することができる。
- 6 前項の規定により請求書又は資料の提出が電磁的方法により行われたときは、支出命令者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がなされた時に当該請求書又は資料を提出したものとみなす。

「第2章 内国旅行の旅費」を削る。

第13条から第16条までを次のように改める。

(鉄道賃)

第13条 鉄道賃は、鉄道(鉄道事業法(昭和61年法律第92号)第2条第1項に規定する鉄道事業の用に供する鉄道及び軌道法(大正10年法律第76号)第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他町規則で定めるものをいう。次項及び第16条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 急行料金(普通急行列車又は特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに限る。)

(3) 寝台料金

(4) 座席指定料金(座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに限る。)

(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級(等級が3以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級)の運賃の額とする。

(船賃)

第14条 船賃は、船舶(海上運送法(昭和24年法律第187号)第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他町規則で定めるものをいう。次項及び第16条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

(1) 運賃

(2) 寝台料金

(3) 座席指定料金

(4) 前各号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級(等級が3以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級)の運賃の額とする。

(航空賃)

第15条 航空賃は、航空機(航空法(昭和27年法律第231号)第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他町規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。)を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 運賃
- (2) 座席指定料金
- (3) 前2号に掲げる費用に付随する費用

2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、外国旅行の場合であって、著しく長時間にわたる移動として町規則で定めるものをするときは、最下級の直近上位の級の運賃の額とする。

(その他の交通費)

第16条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。

- (1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)を利用する移動に要する運賃
- (2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃
- (3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)の賃料その他の移動に直接要する費用
- (4) 前3号に掲げる費用に付随する費用

第18条から第20条までを次のように改める。

(宿泊費)

第18条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して町規則で定める額(次条において「宿泊費基準額」という。)とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として町規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。

(包括宿泊費)

第19条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第13条から第16条までの規定による鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。

(宿泊手当)

第20条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める1夜当たりの定額とする。

(1) 本邦 2,400円

(2) 外国 3,900円から5,400円までの範囲内において町規則で定める額

2 宿泊手当の額は、宿泊費又は包括宿泊費について町規則で定める場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、町規則で定める額とする。

第21条及び第22条を次のように改める。

第21条及び第22条 削除

第25条及び第26条を削る。

「第3章 外国旅行の旅費」を削る。

第24条の見出し中「遺族」を「遺族等」に改め、同条第1項中「第2号」の次に「又は第4号」を加え、「職員が出張中に死亡した場合に」を削り、「旅費」の次に「(死亡手当に係るものを除く。)」を加え、「死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費」を「出張の例に準じて町規則で定めるもの」に改め、同条第2項を削り、同条を第26条とする。

第23条中「第3条第2項第1号の規定により、支給する旅費は、次に規定する旅費」を「第3条第2項第1号又は第3号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張の例に準じて町規則で定めるもの」に改め、同条各号を削り、同条に次の1項を加える。

2 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項に規定する期間を延長することができる。

第23条を第25条とし、第21条、第21条及び第22条の次に次の2条を加える。

(渡航雑費)

第23条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして町規則で定める費用の額とする。

(死亡手当)

第24条 死亡手当は、職員の外国における死亡(第3条第2項第4号に規定する場合に限る。)に伴う諸雑費に充てるための費用とする。

2 死亡手当の額は、930,000円とする。

第29条及び第34条の前に次の1条を加える。

(他の法令等による旅費)

第27条 第3条第4項の規定により支給する旅費は、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、任命権者が町長と協議して定めるものとする。

第27条を削る。

第29条及び第34条の前に次の1条を加える。

(旅費の支給額の上限)

第28条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、第13条第1項各号、第14条第1項各号、第15条第1項各号及び第16条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

2 宿泊費、包括宿泊費及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条第1項、第18条、第19条及び第23条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。

第28条を削る。

第29条から第34条までを次のように改める。

第29条から第34条まで 削除

第35条第1項中「公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した」を「町以外の者から旅費の支給を受ける」に、「、その他当該」を「その他」に、「、又は当該」を「又は」に、「超える」を「超えることとなる」に改める。

第36条中「第68条」を「第64条」に改める。

第37条中「この条例の」を「この条例に定めるもののほか、この条例の規定による旅費の支給の手續その他この条例の」に改め、同条の見出し中「実施規定」を「委任」に改め、同条を第39条とし、第36条の次に次の2条を加える。

(旅費の返納)

第37条 支出命令者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく町規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅費又は当該金額を返納させなければならない。

2 旅行者がこの条例又はこれに基づく町規則の規定に違反して旅費の支給を受けた場合には、支出命令者等は、前項に規定する返納に代えて、当該支出命令者等がその後においてその者に対し支出し、又は支払う給与又は旅費の額から、当該旅費に相当する金額を差

し引くことができる。

3 前項に規定する給与の種類は、町規則で定める。

(監督)

第38条 町長は、この条例の適正な執行を確保するため、任命権者に対して、この条例の執行状況に関する資料若しくは報告を求め、実地監査を行い、又は条例の執行について必要な措置を求めることができる。

附則第3項中「第12条、第13条及び第15条」を「第13条、第14条及び第16条」に、「車賃」を「その他の交通費」に改める。

附則第4項を削る。

別表第1及び別表第2を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の阿見町職員の旅費に関する条例(以下「新条例」という。)の規定は、この条例の施行の日(以下この項及び次項において「施行日」という。)以後に新条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第1項に規定する旅行命令等を発する旅行及び新条例第3条第4項の規定により旅費の支給を決定する旅行について適用し、施行日前に改正前の阿見町職員の旅費に関する条例(以下この項及び第4項において「旧条例」という。)第2条第2号に規定する旅行命令権者が第4条第1項に規定する旅行命令等を発した旅行及び旧条例第3条第4項の規定により旅費の支給を決定した旅行については、なお従前の例による。ただし、施行日前に旧条例第2条第1号に規定する旅行命令権者が第4条第1項に規定する旅行命令等を発し、かつ、施行日以後に新条例第2条第2号に規定する旅行命令権者が新条例第4条第3項の規定により当該旅行命令等を変更する旅行については、新条例の規定は、当該旅行のうち当該変更の日以後の期間に対応する分について適用し、当該旅行のうち当該変更の日前の期間に対応する分については、なお従前の例による。

3 新条例第3条第2項の規定は、施行日以後に退職、免職(罷免を含む。)、失職若しくは休職(以下この項において「退職等」という。)となった場合又は死亡した場合について適用し、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合については、なお従前の例による。

4 新条例第3条第5項及び第6項の規定は、これらの項に規定する者が同条第1項、第2項及

び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる場合について適用し、旧条例第3条第1項、第2項及び第4項により旅費の支給を受けることができる場合については、なお従前の例による。

- 5 新条例第37条の規定は、新条例の規定に違反して旅費の支給を受けた場合について適用する。

阿見町職員の旅費に関する条例（昭和32年条例第70号）新旧対照表

改正前	改正後	備考
<p>第1章 総則</p> <p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 内国旅行 本邦（本州・北海道・四国・九州及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）第1条に規定する附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) 扶養親族 <u>内国旅行にあつては職員の配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）・子・父母・孫・祖父母及び兄弟姉妹で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいい、外国旅行にあつては職員の配偶者及び子で主として職員の収入によって生計を維持しているものをいう。</u></p> <p>(6) (略)</p> <p>(7) 遺族 職員の配偶者_____・子・父_____</p>	<p>（用語の意義）</p> <p>第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3) 内国旅行 本邦（本州・北海道・四国・九州及び国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号）第2条に規定する附属の島の存する領域をいう。以下同じ。）における旅行をいう。</p> <p>(4) (略)</p> <p>(削る)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) 遺族 職員の配偶者<u>（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</u>・子・父_____</p>	

改正前	改正後	備考
<p>母・孫・祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時、職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</p> <p>(新設)</p> <p>2 <u>この条例において「何級の職務」という場合には、町職員の給与に関する条例（昭和32年阿見町条例第67号）第5条に規定する一般行政職給料表による当該級の職務及び一般行政職給料表の適用を受けない者について、町長が定めるこれに相当する職務をいうものとする。</u></p> <p>3 <u>この条例において「何々地」という場合には、本邦にあっては市町村の存する地域（都の特別区の存する地域にあっては、特別区の存する全地域）をいい、外国にあっては、これに準ずる地域をいうものとする。ただし、「在勤地」という場合には在勤公署から8キロメートル以内の地域を</u></p>	<p>母・孫・祖父母及び兄弟姉妹並びに職員の死亡当時、職員と生計を一にしていた他の親族をいう。</p> <p><u>(7) 旅行役務提供者 旅行者（旅行業法（昭和27年法律第239号）第6条の4第1項に規定する旅行者をいう。）その他の町規則で定める者（以下この号において「旅行者等」という。）であつて、町と旅行役務提供契約（旅行者等が町に対して旅行に係る役務その他の町規則で定めるものを旅行者に提供することを約し、かつ、町が当該旅行者等に対して当該旅行に係る旅費に相当する金額を支払うことを約する契約をいう。次条第7項において同じ。）を締結したものをいう。</u></p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	

改正前	改正後	備考
<p><u>いうものとする。</u></p> <p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p> <p>(1) 職員が出張のための内国旅行中に離職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅費を必要としない場合を除く。）には、当該職員</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としなくなった場合を除く。）には当該職員</p> <p>(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者<u>（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）</u>が<u>その出張前に</u>次条第3項の規定により旅行命令を取消され、又は <u>死亡した場合において</u></p>	<p>(旅費の支給)</p> <p>第3条 (略)</p> <p>2 職員又はその遺族が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該各号に掲げる者に対し、旅費を支給する。</p> <p>(1) 職員が出張のための内国旅行中に離職又は休職（以下「退職等」という。）となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としない場合を除く。）には、当該職員</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) 職員が出張のための外国旅行中に退職等となった場合（当該退職等に伴う旅行を必要としなくなった場合を除く。）には、当該職員</p> <p>(4) (略)</p> <p>3・4 (略)</p> <p>5 第1項、第2項及び前項の規定により旅費の支給を受けることができる者_____が、_____次条第3項の規定により旅行命令の変更（取消しを含む。同項及び次条第4項並びに第5条において同じ。）を受け、又は死亡した場合その他町規則で定める</p>	

改正前	改正後	備考
<p>____、当該旅行のため既に支出した金額があるときは、<u>町規則の定めるところによりその者の損失となった金額</u>を旅費として支給することができる。</p> <p>6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者<u>（その者の扶養親族の旅行について旅費の支給を受けることができる場合には、当該扶養親族を含む。）</u>が、旅行中<u>交通機関又は天災、その他</u>町規則で定める事情により、<u>概算払</u>を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で町規則で定める金額を旅費として支給することができる。</p> <p>（新設）</p> <p><u>（旅行命令等）</u></p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合</p>	<p><u>場合には、当該旅行のため既に支出した金額のうちその者の損失となる金額又は支出を要する金額で町規則で定めるものを</u>旅費として支給することができる。</p> <p>6 第1項、第2項及び第4項の規定により旅費の支給を受けることができる者_____</p> <p>_____が、旅行中_____天災<u>その他</u>町規則で定める事情により<u>概算払</u>を受けた旅費額（概算払を受けなかった場合には、概算払を受けることができた旅費額に相当する金額）の全部又は一部を喪失した場合には、その喪失した旅費額の範囲内で町規則で定める金額を旅費として支給することができる。</p> <p><u>7 第1項、第2項及び前2項に規定する場合において、町が旅行役務提供契約に基づき旅行役務提供者に支払うべき金額があるときは、これらの項に規定する者に対する旅費の支給に代えて、当該旅行役務提供者に対し、当該金額を旅費に相当するものとして支払うことができる。</u></p> <p><u>（旅行命令）</u></p> <p>第4条 （略）</p> <p>2 旅行命令権者は、電信、電話、郵便等の通信による連絡手段によっては公務の円滑な遂行を図ることができない場合</p>	

改正前	改正後	備考
<p><u>た経路及び方法によって計算する。</u></p> <p><u>第8条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除くほか、鉄道旅行にあつては400キロメートル、水路旅行にあつては200キロメートル、陸路旅行にあつては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数を超えることができない。</u></p> <p><u>2 前項ただし書の規定により通算した日数に1日未満の端数を生じたときは、これを1日とする。</u></p> <p><u>第9条 旅行者が同一地域(第2条第3項に規定する地域区分による地域をいう。以下同じ。)に滞在する場合における宿泊料は、その地域に到着した日の翌日から当該地域を出発する日の前日までの滞在日数が30日を超える場合には、その超える日数について定額の10分の1、滞在日数60日を超える場合には、その超える日数について定額の10分の2に相当する額をそれぞれの定額から減じた額による。</u></p> <p><u>2 同一地域に滞在中一時他の地に出張した日数は、前項の滞在日数から除算する。</u></p> <p><u>第10条 1日の旅行において、宿泊料について定額を異にする事由が生じた場合には、額の多い方の定額による宿泊料を支給する。</u></p> <p><u>第11条 鉄道旅行、水路旅行、航空旅行又は陸路旅行中にお</u></p>		

改正前	改正後	備考
<p><u>ける年度の経過、職務の級の変更等のため鉄道賃、船賃、航空賃又は車賃を区分し計算する必要がある場合には、最初の目的地に到着するまでの分及びそれ以後の分に区分して計算する。</u></p> <p>(旅費の<u>請求書</u>)</p> <p>第12条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に<u>かかる</u>旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの_____は、所定の請求書_____に必要<u>書類</u>を添えて<u>これ</u>を当該旅費_____の支出又は支払をする者（以下「支出命令者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な<u>添付書類</u>の<u>全部又は一部</u>を提出しなかった者は、その請求に係る<u>旅費額</u>_____のうちその<u>書類</u>を提出しなかったため、その旅費_____の必要が明らかにされなかった部分の<u>金額の支給</u>を受けることができない</p>	<p>(旅費の<u>請求手続</u>)</p> <p>第12条 旅費（概算払に係る旅費を含む。）の支給を受けようとする旅行者及び概算払に<u>係る</u>旅費の支給を受けた旅行者でその精算をしようとするもの<u>並びに旅費に相当する金額の支払</u>を受けようとする<u>旅行役務提供者</u>は、所定の請求書（当該請求書に記載すべき事項を記録した<u>電磁的記録</u>（<u>電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第5項において同じ。</u>）を含む。以下この条において同じ。）に必要<u>資料</u>を添えて、<u>これ</u>を当該旅費<u>又は当該金額</u>の支出又は支払をする者（以下「支出命令者等」という。）に提出しなければならない。この場合において、必要な<u>資料</u>の<u>全部又は一部</u>を提出しなかった者は、その請求に係る<u>旅費又は旅費に相当する金額</u>のうちその<u>資料</u>を提出しなかったため、その旅費<u>又は旅費に相当する金額</u>の必要が明らかにされなかった部分の<u>支給又は支払</u>を受けることができない</p>	

改正前	改正後	備考
<p>定料金による。</p> <p>(1) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、1等の運賃</p> <p>(2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車による運賃</p> <p>(3) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前2号に規定する運賃のほか、次に規定する急行料金</p> <p>ア 第1号の規定に該当する線路による旅行の場合には、1等の急行料金</p> <p>イ 前号の規定に該当する線路による旅行の場合には、その乗車に要する急行料金</p> <p>(4) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号又は第2号に規定する運賃、第3号に規定する急行料金のほか座席指定料金</p> <p>2 前項第3号に規定する急行料金は、次の各号の一に該当する場合に限り支給する。</p> <p>(1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの</p> <p>(2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの</p> <p>3 第1項第4号に規定する座席指定料金は、次の各号の一に該当する場合に限り支給する。</p>	<p>法（大正10年法律第76号）第1条第1項に規定する軌道、外国におけるこれらに相当するものその他町規則で定めるものをいう。次項及び第16条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第5号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</p> <p>(1) 運賃</p> <p>(2) 急行料金（普通急行列車又は特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに限る。）</p> <p>(3) 寝台料金</p> <p>(4) 座席指定料金（座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに限る。）</p> <p>(5) 前各号に掲げる費用に付随する費用</p> <p>2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された鉄道により移動するときは最上級（等級が3以上に区分された鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級）の運賃の額とする。</p>	

改正前	改正後	備考
<p>(1) <u>特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの</u></p> <p>(2) <u>普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの</u></p> <p><u>(船賃)</u></p> <p><u>第14条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下本条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。</u></p> <p><u>(1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃</u></p> <p>ア <u>5級以上の職務にある者については、中級の運賃</u></p> <p>イ <u>4級以下の職務にある者については、下級の運賃</u></p> <p><u>(2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃</u></p> <p>ア <u>5級以上の職務にあるものについては上級の運賃</u></p> <p>イ <u>4級以下の職務にあるものについては下級の運賃</u></p> <p><u>(3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</u></p> <p><u>(4) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃のほか、現に支払った寝台料</u></p>	<p><u>(船賃)</u></p> <p><u>第14条 船賃は、船舶（海上運送法（昭和24年法律第187号）第2条第2項に規定する船舶運航事業の用に供する船舶、外国におけるこれに相当するものその他町規則で定めるものをいう。次項及び第16条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号から第4号までに掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u></p> <p><u>(1) 運賃</u></p> <p><u>(2) 寝台料金</u></p> <p><u>(3) 座席指定料金</u></p> <p><u>(4) 前各号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p><u>2 前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、内国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最下級、外国旅行の場合であって運賃の等級が区分された船舶により移動するときは最上級（等級が3以上に区分され</u></p>	

改正前	改正後	備考
<p>金</p> <p>2 <u>前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃による。</u></p> <p><u>(航空賃)</u></p> <p>第15条 <u>航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。</u></p>	<p><u>た鉄道により移動する場合には、最上級の直近下位の級の運賃の額とする。</u></p> <p><u>(航空賃)</u></p> <p>第15条 <u>航空賃は、航空機（航空法（昭和27年法律第231号）第2条第18項に規定する航空運送事業の用に供する航空機、外国におけるこれに相当するものその他町規則で定めるものをいう。次項及び次条において同じ。）を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用（第2号及び第3号に掲げる費用は、第1号に掲げる運賃に加えて別に支払うものであって、公務のため特に必要とするものに限る。）の額の合計額とする。</u></p> <p>(1) <u>運賃</u></p> <p>(2) <u>座席指定料金</u></p> <p>(3) <u>前2号に掲げる費用に付随する費用</u></p> <p>2 <u>前項第1号に掲げる運賃の額の上限は、運賃の等級が区分された航空機により移動する場合には、最下級の運賃の額とする。ただし、外国旅行の場合であって、著しく長時間にわたる移動として町規則で定めるものをするときは、最</u></p>	

改正前	改正後	備考
<p><u>(車賃)</u></p> <p><u>第16条 車賃の額は、別表第1の定額による。ただし、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。</u></p> <p><u>2 車賃は、全路程を通算して計算する。ただし、第11条の規定により区分計算を計算する場合には、その区分された路程ごとに通算して計算する。</u></p> <p><u>3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数を生じたときは、これを切り捨てる。</u></p>	<p><u>下級の直近上位の級の運賃の額とする。</u></p> <p><u>(その他の交通費)</u></p> <p><u>第16条 その他の交通費は、鉄道、船舶及び航空機以外を利用する移動に要する費用とし、その額は、次に掲げる費用(第2号から第4号までに掲げる費用は、公務のため特に必要とするものに限る。)の額の合計額とする。</u></p> <p><u>(1) 道路運送法(昭和26年法律第183号)第3条第1号イに掲げる一般乗合旅客自動車運送事業(路線を定めて定期に運行する自動車により乗合旅客の運送を行うものに限る。)の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)を利用する移動に要する運賃</u></p> <p><u>(2) 道路運送法第3条第1号ハに掲げる一般乗用旅客自動車運送事業の用に供する自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)その他の旅客を運送する交通手段(前号に規定する自動車を除く。)を利用する移動に要する運賃</u></p> <p><u>(3) 前2号に掲げる運賃以外の費用であって、道路運送法第80条第1項の許可を受けて業として有償で貸し渡す自家用自動車(外国におけるこれに相当するものを含む。)の賃料その他の移動に直接要する費用</u></p> <p><u>(4) 前3号に掲げる費用に付随する費用</u></p>	

改正前	改正後	備考
<p><u>(宿泊料)</u></p> <p>第18条 宿泊料の額は、宿泊地の区分に応じた別表第1の定額による。</p> <p>2 宿泊料は、水路旅行及び航空旅行については、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。</p> <p><u>(食卓料)</u></p> <p>第19条 食卓料の額は、別表第1の定額による。</p> <p>2 食卓料は、船賃若しくは航空賃のほかに別に食費を要する場合、又は船賃若しくは航空賃を要しないが、食費を要する場合に限り支給する。</p> <p><u>(日額旅費)</u></p> <p>第20条 第6条第1項に掲げる普通旅費に代え日額旅費を支給する旅行は、次に掲げる旅行のうち当該旅行の性質上、日額旅費を支給することを適当と認められる場合に支給する。</p> <p>(1) 測量、調査、土木管轄工事、巡察その他これに類する目的のための旅行</p> <p>(2) 長期間の研修、講習、訓練その他これらに類する目的のための旅行</p>	<p><u>(宿泊費)</u></p> <p>第18条 宿泊費は、旅行中の宿泊に要する費用とし、その額は、地域の実情を勘案して町規則で定める額（次条において「宿泊費基準額」という。）とする。ただし、当該宿泊に係る特別な事情がある場合として町規則で定める場合は、当該宿泊に要する費用の額とする。</p> <p><u>(包括宿泊費)</u></p> <p>第19条 包括宿泊費は、移動及び宿泊に対する一体の対価として支払われる費用とし、その額は、当該移動に係る第18条から第16条までの規定による鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費の額並びに当該宿泊に係る宿泊費基準額の合計額とする。</p> <p><u>(宿泊手当)</u></p> <p>第20条 宿泊手当は、宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用とし、その額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める1夜当たりの定額とする。</p> <p>(1) 本邦 2,400円</p> <p>(2) 外国 3,900円から5,400円までの範囲内において町規則で定める額</p> <p>2 宿泊手当の額は、宿泊費又は包括宿泊費について町規則で定める場合に該当するときは、前項の規定にかかわらず、</p>	

改正前	改正後	備考
<p><u>一に該当する場合には、当該各号に規定する額の旅費を支給する。</u></p> <p><u>(1) 鉄道100キロメートル、水路50キロメートル又は陸路25キロメートル以上の旅行の場合には、第15条、第16条又は第18条の規定による額の鉄道賃、船賃又は車賃</u></p> <p><u>(2) 前号の規定に該当する場合を除くほか、公務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により特に多額の鉄道賃、船賃又は車賃を要する場合で、その実費額が当該旅行について支給される額を超える場合には、その超える部分の金額に相当する額の鉄道賃、船賃又は車賃</u></p> <p><u>2 第17条第3項の規定は、前項第1号の場合について準用する。</u></p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>	<p><u>(渡航雑費)</u></p> <p><u>第23条 渡航雑費は、外国旅行に要する雑費とし、その額は、予防接種に係る費用、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税その他外国旅行に必要なものとして町規則で定める費用の額とする。</u></p> <p><u>(死亡手当)</u></p> <p><u>第24条 死亡手当は、職員の外国における死亡（第3条第2項第4号に規定する場合に限る。）に伴う諸雑費に充てるための費用とする。</u></p>	

改正前	改正後	備考
<p>(退職者等の旅費)</p> <p><u>第23条 第3条第2項第1号の規定により、支給する旅費は、次に規定する旅費</u></p> <hr/> <p>とする。</p> <p><u>(1) 職員が出張中に退職者となった場合には、次に規定する旅費</u></p> <p><u>ア 退職等となった日（以下「退職等の日」という。）にいた地から退職等の命令の通達を受け、又はその原因となった事実の発生を知った日（以下「退職等を知った日」という。）にいた地までの前職務相当の旅費</u></p> <p><u>イ 退職等を知った日の翌日から3月以内に出発した当該退職等に伴う旅行をした場合に限り、出張の例に準じて計算した退職等を知った日にいた地から旧在勤地までの前職務相当の旅費</u></p> <p>(新設)</p> <p>(遺族等の旅費)</p> <p><u>第24条 第3条第2項第2号</u> _____ <u>の規定により職員が出張中に死亡した場合に支給する旅費</u> _____</p>	<p><u>2 死亡手当の額は、930,000円とする。</u></p> <p>(退職者等の旅費)</p> <p><u>第25条 第3条第2項第1号又は第3号の規定により支給する旅費は、退職等の日の翌日から3月以内における当該退職等に伴う旅行について、出張の例に準じて町規則で定めるものとする。</u></p> <p>(削る)</p> <p><u>2 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、前項に規定する期間を延長することができる。</u></p> <p>(遺族等の旅費)</p> <p><u>第26条 第3条第2項第2号又は第4号</u> _____ <u>の規定により</u> _____ <u>支給する旅費(死亡手当に係るものを</u></p>	

改正前	改正後	備考
<p>_____は、<u>死亡地から旧在勤地までの往復に要する前職務相当の旅費</u>とする。</p> <p>2 <u>遺族が前項に規定する旅費の支給を受ける順位は、第2条第1項第4号に掲げる順序により、同順位者がある場合には、年長者を先にする。</u></p> <p>第3章 外国旅行の旅費</p> <p>(本邦通過の場合の旅費)</p> <p>第25条 <u>外国旅行中本邦を通過する場合には、その本邦内の旅行について支給する旅費は、前章に規定するところによる。ただし、外国航路の船舶又は航空機により本邦を出発し、又は本邦に到着した場合における船賃又は航空賃及び本邦を出発した日からの食卓料又は本邦に到着した日までの食卓料については、本章に規定するところによる。</u></p> <p>(鉄道賃)</p> <p>第26条 <u>鉄道賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下本条において「運賃」という。）</u>、急行料金及び寝台料金による。</p> <p>(1) <u>運賃の等級は、3以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、次に規定する運賃</u></p> <p>ア <u>5級以上の職務にある者については、最上級の運賃</u></p> <p>イ <u>4級以下の職務については、最上級の直近下位の級の</u></p>	<p><u>除く。）は、出張の例に準じて町規則で定めるもの</u> _____とする。</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p> <p>(削る)</p>	

改正前	改正後	備考
<p><u>運賃</u></p> <p><u>(2) 運賃の等級を2以上の階級に区分する線路による旅行の場合には、最上級の運賃</u></p> <p><u>(3) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃</u></p> <p><u>(4) 公務上の必要により別に急行料金又は寝台料金を必要とした場合には、現に支払った急行料金又は寝台料金</u> (新設)</p> <p><u>(船賃)</u></p> <p><u>第27条 船賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（はしけ賃及びさん橋賃を含む。以下本条において「運賃」という。）及び寝台料金（これらのものに対する通行税を含む。）による。</u></p> <p><u>(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、次に規定する運賃</u></p> <p><u>ア 最上級の運賃を4以上の階級に区分する船舶による旅行の場合には、5級以上の職にある者については、最上級の直近下位の級の運賃、4級、3級及び2級の職務に</u></p>	<p><u>(他の法令等による旅費)</u></p> <p><u>第27条 第3条第4項の規定により支給する旅費は、他の法令に特別の定めがある場合を除くほか、任命権者が町長と協議して定めるものとする。</u></p> <p>(削る)</p>	

改正前	改正後	備考
<p><u>ある者については、5級以上の職務にある者について定める運賃の級の直近下位の級の運賃、1級の職務にある者については、最下級の運賃</u></p> <p><u>イ 最上級の運賃を3に区分する船舶による旅行の場合には、5級以上の職務にある者については中級の運賃、4級以下の職務にある者については下級の運賃</u></p> <p><u>ウ 最上級の運賃を2に区分する船舶による旅行の場合には下級の運賃</u></p> <p><u>(2) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合には、その乗船に要する運賃</u></p> <p><u>(3) 公務上の必要により別に寝台料金を必要とした場合には、現に支払った寝台料金</u></p> <p>(新設)</p>	<p><u>(旅費の支給額の上限)</u></p> <p><u>第28条 鉄道賃、船賃、航空賃及びその他の交通費に係る旅費の支給額は、第13条第1項各号、第14条第1項各号、第15条第1項各号及び第16条各号に掲げる各費用について、当該各条及び第6条第1項の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各費用ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</u></p> <p><u>2 宿泊費、包括宿泊費及び渡航雑費に係る旅費の支給額は、当該各種目について第6条第1項、第18条、第19条及び第23</u></p>	

改正前	改正後	備考
<p style="text-align: center;"><u>(航空運賃及び車賃)</u></p> <p><u>第28条 航空賃の額は、次の各号に規定する旅客運賃（以下本条において「運賃」という。）による。</u></p> <p><u>(1) 運賃の等級を2以上の階級に区分する航空路による旅行の場合には、次に規定する運賃</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>ア 5級以上の職務にある者については、最上級の運賃</u></p> <p style="padding-left: 2em;"><u>イ 4級以下の職務にある者については、最上級の直近下位の級の運賃</u></p> <p><u>(2) 運賃の等級を設けない航空路による旅行の場合には、航空機の利用に要する運賃</u></p> <p><u>2 車賃の額は、実費額による。</u></p> <p style="text-align: center;"><u>(宿泊料及び食卓料)</u></p> <p><u>第29条 宿泊料の額は、旅行先の区分に応じた別表第2の定額による。</u></p> <p><u>2 第26条第4号の規定により寝台料金を支給する場合における宿泊料の額は、前項の規定にかかわらず、旅行先の区分に応じた別表第2の定額の10分の7に相当する額による。</u></p> <p><u>3 食卓料の額は、別表第2の定額による。</u></p> <p><u>4 第17条第2項及び第3項、第18条第2項並びに第19条第2項</u></p>	<p><u>条の規定により計算した額と現に支払った額を比較し、当該各種目ごとのいずれか少ない額を合計した額とする。</u></p> <p>(削る)</p> <p><u>第29条から第34条まで 削除</u></p>	

改正前	改正後	備考
<p><u>の規定は、外国旅行の場合の宿泊料及び食卓料について準用する。</u></p> <p>第30条 削除 <u>(旅行の雑費)</u></p> <p>第31条 旅行の雑費の額は、旅行者の予防注射料、旅券の交付手数料及び査証手数料、外貨交換手数料並びに入出国税の実費額による。</p> <p><u>(死亡手当)</u></p> <p>第32条 死亡手当の額は、第3条第2項第4号の規定に該当する場合には、別表第2の定額による。</p> <p>2 職員が第3条第2項第4号の規定に該当し、かつその死亡地が本邦である場合において、同号の規定により支給する死亡手当の額は、前項の規定にかかわらず、当該職員の本邦における在勤公署所在地を旧在勤地とみなして第24条第1項の規定に準じて計算した旅費の額による。</p> <p>3 第24条第2項の規定は、第3条第2項第4号に該当する場合において第1項又は前項の規定による死亡手当の支給を受ける遺族の順位について準用する。</p> <p><u>(退職者等の旅費)</u></p> <p>第33条 第3条第2項第3号の規定に該当する場合に支給する旅費は、次の各号に規定する旅費とする。</p> <p>(1) 退職等の日の翌日から退職等を知った日までの出張</p>		

改正前	改正後	備考
<p><u>地の存する地域の区分に応じた前職務相当の宿泊料</u></p> <p><u>(2) 退職等を知った日の翌日から3月以内に出張地を出発し、当該退職等を伴う旅行をした場合に限り、次に規定する旅費</u></p> <p><u>ア 退職等を知った日の翌日からその出発の前日までの出張地の存する地域の区分に応じた前職務相当の宿泊料。ただし、宿泊料については30夜を超えることができない。</u></p> <p><u>イ 出張の例に準じて計算した出張地から旧在勤地までの前職務相当の旅費</u></p> <p><u>2 任命権者は、天災その他やむを得ない事情がある場合には、第1項第2号アに規定する期間を延長することができる。</u></p> <p><u>(旅行手当)</u></p> <p><u>第34条 第6条第13項の規定により支給する旅行手当の支給を受ける者の範囲、額、支給条件及び支給方法は、その都度任命権者が町長と協議して定める。ただし、その額は当該旅行手当の性質に応じ、第6条第1項に掲げる旅費の額について条例で定める基準を超えることができない。</u></p> <p>(旅費の調整)</p> <p><u>第35条 任命権者は、旅行者が公用の交通機関、宿泊施設等を利用して旅行した場合、その他当該旅行における特別の</u></p>	<p>(旅費の調整)</p> <p><u>第35条 任命権者は、旅行者が町以外の者から旅費の支給を受ける</u> _____ <u>場合その他</u> _____ <u>旅行における特別の</u></p>	

改正前	改正後	備考
<p>事情により、<u>又は当該</u>旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を<u>超える</u> _____ 部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(旅費の特例)</p> <p>第36条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは<u>第68条</u>又は船員法（昭和22年法律第100号）第47条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは<u>第68条</u>又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額、又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。</p> <p>(新設)</p>	<p>事情により<u>又は</u> _____ 旅行の性質上この条例の規定による旅費を支給した場合には、不当に旅行の実費を超えた旅費又は通常必要としない旅費を支給することとなる場合においては、その実費を<u>超えることとなる</u>部分の旅費又はその必要としない部分の旅費を支給しないことができる。</p> <p>2 (略)</p> <p>(旅費の特例)</p> <p>第36条 任命権者は、職員について労働基準法（昭和22年法律第49号）第15条第3項若しくは<u>第64条</u>又は船員法（昭和22年法律第100号）第47条の規定に該当する事由がある場合において、この条例の規定による旅費の支給ができないとき、又はこの条例の規定により支給する旅費が労働基準法第15条第3項若しくは<u>第64条</u>又は船員法第48条の規定による旅費又は費用に満たないときは、当該職員に対し、これらの規定による旅費若しくは費用に相当する金額、又はその満たない部分に相当する金額を旅費として支給するものとする。</p> <p><u>(旅費の返納)</u></p> <p><u>第37条 支出命令者等は、旅行者又は旅行役務提供者がこの条例又はこれに基づく町規則の規定に違反して旅費の支給又は旅費に相当する金額の支払を受けた場合には、当該旅</u></p>	

改正前				改正後				備考																														
<p>た場合を除き、県内旅行にあつては、第13条第1項中「1等」とあるのは「2等」と読み替えて同条同項の規定を適用する。</p> <p>別表第1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th rowspan="2">車賃 (1Kmにつき)</th> <th colspan="2">宿泊料 (1夜につき)</th> <th rowspan="2">食卓料 (1夜につき)</th> </tr> <tr> <th>甲地方</th> <th>乙地方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7級以下3級以上の職務にある者</td> <td>40円</td> <td>10,900円</td> <td>9,800円</td> <td>2,200円</td> </tr> <tr> <td>2級以下の職務にある者</td> <td>40円</td> <td>10,000円</td> <td>9,000円</td> <td>1,700円</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 宿泊料中甲地方とは、国家公務員等の旅費に関する法律の別表第1の備考にいう甲地方の地域をいい、乙地方とはその他の地域をいう。</p> <p>別表第2</p> <p>外国旅行の旅費（第29条、第32条、第34条関係）</p> <p>外国旅行の旅費</p> <p>1 宿泊料及び食卓料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">区分</th> <th colspan="3">宿泊料 (1夜につき)</th> <th rowspan="2">食卓料 (1夜につき)</th> </tr> <tr> <th>指定都市</th> <th>甲地方</th> <th>乙地方</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7級以下3級以上の職</td> <td>19,300</td> <td>16,100</td> <td>12,900</td> <td>5,800円</td> </tr> </tbody> </table>				区分	車賃 (1Kmにつき)	宿泊料 (1夜につき)		食卓料 (1夜につき)	甲地方	乙地方	7級以下3級以上の職務にある者	40円	10,900円	9,800円	2,200円	2級以下の職務にある者	40円	10,000円	9,000円	1,700円	区分	宿泊料 (1夜につき)			食卓料 (1夜につき)	指定都市	甲地方	乙地方	7級以下3級以上の職	19,300	16,100	12,900	5,800円	<p>(削る)</p> <p>(削る)</p>				
区分	車賃 (1Kmにつき)	宿泊料 (1夜につき)				食卓料 (1夜につき)																																
		甲地方	乙地方																																			
7級以下3級以上の職務にある者	40円	10,900円	9,800円	2,200円																																		
2級以下の職務にある者	40円	10,000円	9,000円	1,700円																																		
区分	宿泊料 (1夜につき)			食卓料 (1夜につき)																																		
	指定都市	甲地方	乙地方																																			
7級以下3級以上の職	19,300	16,100	12,900	5,800円																																		

改正前				改正後	備考								
務にある者	円	円	円										
2級以下の職務にあ る者	16,100 円	13,400 円	10,800 円	4,800円									
<p>備考 指定都市とは、<u>国家公務員等の旅費支給規程（昭和25年大蔵省令第45号。以下「支給規程」という。）第17条に規定する都市の地域をいい、甲地方とは、北米地域、欧州地域及び太平洋地域として支給規程第18条に規定する地域のうち指定都市の地域以外の地域をいい、乙地方とは、指定都市及び甲地方の地域以外の地域（本邦を除く。）をいう。</u></p> <p>2 死亡手当</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>死亡手当</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7級の職務にある者</td> <td>490,000円</td> </tr> <tr> <td>6級又は5級の職務にある者</td> <td>460,000円</td> </tr> <tr> <td>4級以下の職務にある者</td> <td>400,000円</td> </tr> </tbody> </table>				区分	死亡手当	7級の職務にある者	490,000円	6級又は5級の職務にある者	460,000円	4級以下の職務にある者	400,000円	(削る)	
区分	死亡手当												
7級の職務にある者	490,000円												
6級又は5級の職務にある者	460,000円												
4級以下の職務にある者	400,000円												

阿見町職員の旅費に関する条例の一部改正についての概要

【改正の経緯】

国家公務員等の旅費制度について、国内外の経済社会情勢の変化に対応するとともに事務負担の軽減を図るため、旅費の計算等に係る規定の簡素化、支給対象の見直し等の観点から、国家公務員等の旅費に関する法律の一部改正等が行われた。

これを踏まえ、国との均衡を図る観点から、町条例について国家公務員等の旅費制度の改正に準じた改正を行うもの。

【改正の主な内容】

本則

(1) 旅費の計算等に係る規定の簡素化

旅行に要する実費を弁償するためのものとして、旅費の種類及び内容に係る規定を簡素化し、支給方式を「定額」から「実費（上限付き）」へ変更する。(第 6 条)

(2) 旅費の種目・内容

	種目	内容
交通費	鉄道賃（第 13 条）	鉄道を利用する移動に必要な費用（実費支給） ※1
	船賃（第 14 条）	船舶を利用する移動に必要な費用（実費支給） ※1
	航空賃（第 15 条）	航空機を利用する移動に必要な費用（実費支給） ※2
	その他の交通費（第 16 条）	上記以外（バス・タクシー等）を利用する移動について一部定額（40 円/km）を廃止（実費支給）
宿泊費等	宿泊費（第 18 条）	旅行中の宿泊に要する費用（実費支給・上限付き）
	包括宿泊費（第 19 条）	移動と宿泊が一体になったいわゆる「パック旅行」に要する費用を新設
	宿泊手当（第 20 条）	宿泊に伴う旅行に必要な諸雑費（夕朝食代の掛かり増しを含む。）についての費用（定額支給）
その他の種目	渡航雑費（第 23 条）	外国旅行に要する準備経費（予防接種、旅券の交付手数料、入出国税等）についての費用（実費支給）
	死亡手当（第 24 条）	職員の死亡に伴う諸雑費に充てるための費用（定額支給）

※1 内国旅行：運賃の等級が区分されている場合には、最下級の運賃を上限とする

外国旅行：運賃の等級が区分されている場合には、最上級（等級が 3 以上に区分されている場合には最上級の直近下位の級）の運賃を上限とする

※2 内国旅行：運賃の等級が区分されている場合には、最下級の運賃を上限とする

外国旅行：著しく長時間にわたる移動として町規則で定めるものは、最下級の直近上位の級の運賃を上限とする

(3) 旅費の支給対象の見直し

旅行者に対する旅費の支給に代えて、旅行代理店等に対する支払を可能とする。(第3条第7項)

(4) デジタル化の推進

請求手続きについて、電磁的記録を利用することも可能とし、デジタル化による事務の簡素化・効率化を図る。(第12条)

(5) 適正な支出の確保

規定に違反して旅費を受給した旅行者等に対して旅費の返納を求めるとともに、旅行者の給与等からの控除を可能とする規定を新設する。(第37条)

改正附則

(施行期日等)

第1号 令和8年4月1日から施行

(経過措置)

第2号 施行日前に発した旅行命令には改正前の条例が適用される。ただし、施行日前に改正前の条例に基づく旅行命令が発行され、施行日以降に改正後の条例に基づく変更があった場合は、変更後の旅行に対して改正後の条例が適用されるが、変更日前の旅行には改正前の条例が適用される。

第3号 条例第3条第2項は、施行日以降に退職、免職、失職、休職又は死亡した場合に適用される。ただし、施行日前に退職等となった場合又は死亡した場合には、従来の取扱いとする。

第4号 条例第3条第5項及び第6項は、特定の者が旅費支給を受ける条件について適用されるが、改正前の条例の旅費支給規定については従来の取扱いとする。

第5号 条例第37条は、改正後の条例に違反して旅費の支給を受けた場合に適用される。